

関係法規

- 【No.56 水素貯蔵システムの型式の定義の適正化】……………p.3
- 国際容器則告示第一条第2項（用語の定義）
 - UN-R134
- 【No.30 水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転の許容】……………p.4
- 高圧ガス保安法第27条の2（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員）
 - 一般高圧ガス保安規則第6条第2項（定置式製造設備に係る技術上の基準）
 - 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）第64条関係

関係法規の正式名称と略称

正式名称	略称
【法律】	
高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）	高圧ガス保安法
【政令】	
高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）	高圧ガス保安法施行令
【省令】	
一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）	一般則
容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）	容器則
国際相互承認に係る容器保安規則	国際容器則
【告示】	
容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五号）	容器則告示
国際相互承認に係る容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第百八十四号）	国際容器則告示
【通達】	
高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規） （20170718 保局第1号）	内規
一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について （20190606 保局第3号）	一般則例示基準
容器保安規則の機能性基準の運用について（20180323 保局第10号）	容器則例示基準
特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20181105 保局第1号）	特定則例示基準
高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領について（内規） （20180328 保局第2号）	事故対応要領（内規）
【自主基準】	
高圧ガス保安協会基準	KHKS
【国際協定規則】	
協定規則第134号 水素燃料車（HFCV）の安全関連性能に係わる自動車およびその構成部品の 認可に関する統一規定	UN-R134
【法律】	
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	道交法
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）	道路運送車両法
【省令】	
道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）	保安基準
【告示】	
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 （平成十四年国土交通省告示第619号）	保安基準細目告示

【NO.56 水素貯蔵システムの型式の定義の適正化】

国際容器則告示

第一条第2項 この告示において、容器又は附属品の一の型式とは、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する範囲のものであること。

- 一 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器 次に掲げる事項のいずれにも該当する範囲のものであること。
 - イ 容器は、同一の種類 material (容器製造業者が保証する引張強さ、耐力及び伸び率の値 (容器製造業者が有限要素法その他の適切な解析方法によって、容器の耐圧部分が耐圧試験中及び使用中に降伏を起こさないことを確認した値とする。) 等が同一であることを含む。) を用い、同一の製造方法によって同一の容器製造所において製造されたものであること。
- ロ～ヌ (略)

UN-R134

2. Definitions (定義)

For the purpose of this Regulation, the following definitions shall apply: (本規則の目的上、以下の定義を適用するものとする：)

2.14. "Manufacturer" means the person or body responsible to the approval authority for all aspects of the type approval process and for ensuring conformity of production. It is not essential that the person or body is directly involved in all stages of the construction of the vehicle, system or component which is the subject of the approval process. (「メーカー」とは、型式認可プロセスのすべての側面および生産の適合性の確保について認可当局に対し責任を負う個人または団体を指す。その個人または団体が認可プロセスの対象である車両、システムまたは構成部品の製造の全段階に直接的に関与していることは必須要件ではない。)

2.25. "Type of hydrogen storage system" means an assembly of components which do not differ significantly in such essential aspects as: (「水素貯蔵システムの型式」とは、以下のような本質的な特徴において大きな違いがない構成部品のアセンブリを指す：)

- (a) The manufacturer's trade name or mark; (メーカーの商号または商標)
- (b)~(e) (略)

【No.30 水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転の許容】

高圧ガス保安法

(保安統括者、保安技術管理者及び保安係員)

第二十七条の二 次に掲げる者は、事業所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、高圧ガス製造保安統括者（以下「保安統括者」という。）を選任し、第三十二条第一項に規定する職務を行わせなければならない。

一 第一種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（経済産業省令で定める者を除く。）

一般高圧ガス保安規則

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第六条第2項

(略)

四 高圧ガスの製造は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上製造をする高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ頻繁に製造設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

(保安統括者の選任等：適用除外、適用除外の要件)

第六十四条 法第二十七条の二第一項の規定により、同項第一号又は第二号に掲げる者（以下次条から第六十七条まで及び第七十八条において「第一種製造者等」という。）は、事業所ごとに、保安統括者一人を選任しなければならない。

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一 移動式製造設備により六フッ化硫黄ガス、空気、液化ヘリウム、液化アルゴン、液化窒素、液化酸素、液化炭酸ガス、液化六フッ化硫黄若しくは液化フルオロカーボンを製造する者、気化器若しくは減圧弁によりヘリウムガス、アルゴンガス、窒素ガス若しくは酸素ガスを製造する者又は気化器若しくは減圧弁若しくはこれらと同様の機能を有するバルブ（以下「気化器等」という。）により炭酸ガスを製造する者（一日の冷凍能力（冷凍保安規則第五条に規定する冷凍能力をいう。第六十六条第六項第三号において同じ。）が十トン未満の冷凍設備を使用して気化器等に付属する液化炭酸ガスの貯蔵設備内の当該ガスを冷却する場合を含む。）であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

(略)

二 容積が十立方メートル以下の空気又は窒素ガスを使用するダイキャスト機、水圧蓄圧機又はアキュムレータを使用する者

三 処理能力が千立方メートル未満のスクーバダイビング用等呼吸用の空気を容器に充てんするための定置式製造設備（当該設備内の圧力が常用の圧力を超えた場合に自動的に充てんを停止する機能を有するものに限る。）を設置する者であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

(略)

四 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に天然ガスを充てんする者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

五 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、又は移動式圧縮水素スタンドにより、専ら常用の圧力が八十二メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充てんする者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

(略)

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）

第64条関係

（略）

第2項第1号及び第3号から第5号中「保安について監督させるもの」は、それぞれの事業所で1名以上選任することとし、代理者の選任は不要である。また、交替制をとっている事業所であっても、それぞれの当番において、監督者が常駐する必要はないが、監督者が不在の際の連絡体制を確保する必要がある。

（略）

